

第 31 期第 2 回横浜市児童福祉審議会 総会 会議録

日 時	平成 29 年 3 月 30 日 (木) 15 : 00 ~ 16 : 53
開 催 場 所	ワークピア横浜 2 階「くじゃく」
出 席 委 員	新井委員 石井委員 岩佐委員 岩本委員 大場委員 影山委員 加山委員 新保委員 天明委員 戸塚委員 橋本委員 長谷山委員 細川委員 松橋委員 丸山委員 村田委員
欠 席 委 員	明石委員 神長委員 菊池委員 櫻井委員 高橋委員 澁谷委員
開 催 形 態	公開(傍聴者 1 人・報道 0 人)
議 題	<p>1 部会の開催状況について</p> <p>(1) 里親部会</p> <p>(2) 保育部会</p> <p>(3) 児童部会</p> <p>(4) 障害児部会</p> <p>(5) 放課後部会</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 児童虐待対策の推進について</p> <p>(2) 神奈川県警察と横浜市児童相談所との連携に関する協定締結について</p> <p>(3) 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正について</p> <p>(4) 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について</p> <p>(5) 児童養護施設 横浜中里学園の開所について</p> <p>(6) 横浜市ひとり親家庭自立支援計画(平成30~34年度)の策定について</p> <p>(7) 平成29年度予算について</p>

議
事

1 部会の開催状況について

里親部会、保育部会、児童部会、障害児部会、放課後部会の審議内容について各部会から資料に基づき報告

2 報告事項

(1) 児童虐待対策の推進について

事務局から資料に基づき報告

○岩本委員

対策8までの8つの対策を拝見して、児童虐待の背景と申しますか、そこに貧困の問題があるということ、実際に現場で虐待事例などに直面すると痛感することがたびたびあります。貧困の問題というのは経済的な意味での貧困ということもありますし、家族が崩壊しているとか、あるいは早い時期から学校教育から離脱しているですとか、広い意味での貧困というのが虐待の背景にあるように感じています。この8つの対策の中で、そうした見地が記されていないように思います。それは自明のことだということでしたら、それはそれだと思うのですが、私はそうした貧困の問題が児童虐待の背景に非常に根強くあるということ、そうした見地を対策の中に取り入れていくことがこれから必要なのではないかと考えております。

○事務局

今、貧困の問題は、虐待の問題を含めて、さまざまな問題が複合的に絡まってきているということ、強く認識しています。例えば、親御さんの疾病ですとか、家族関係の中で起こってくるさまざまな軋轢等々、さまざまな問題が虐待の背景として考えられると認識しております。その中の1つとして、当然貧困の問題があり、そしてそれがまた再生産されて、次の世代につながっていったということも考えられるのではないかと認識しています。そういう今の先生のご指摘も含めながら、しっかりと貧困の問題も含めて虐待の問題というのをも考えていかなければならないと認識しておりますし、また今後もより一層肝に銘じて考えていきたいと考えております。

○新井委員

対策4の人材育成の(5)番、児童相談所のスーパーバイザーの養成に向けた研修と明記されているのですが、具体的にこのスーパーバイザーというのはどういう役割を果たすことをイメージされているのか、教えていただければと思います。

○事務局

スーパーバイザーにつきましては、いわゆる経験の浅い若年の職員に対して、熟練した職員から助言したり、あるいは教育指導・訓練をしていくということになります。すなわち、例えば虐待対応で言えば、非常に困難な難しい問題を抱えたご家庭の中でお子さんにどうやって対応していくのか、あるいは一時保護した後、どうやってご家庭に返していったらいいのか、なかなか若年の職員ですと、技術がなかったり、知識がなかったりということがあります。また、非常にストレスの高い仕事をするということがありますので、そうした場合には熟練の職員がその職員を支えて、支援方法について

技術的なことも含めて助言し、対応していくということでございます。

こちらのスーパーバイザーの養成に向けた研修ということにつきましては、職員への人材育成、指導の仕方を勉強していくということで、今プログラムを考えているところでございます。指導的な立場にあるといえますか、熟練した職員といえども、やはり勉強をきちんとしていかないと、若年の職員に十分指導しきれないということもございますので、そこはきちんと勉強して、職員を支えていけるような体制をとっていきたいと考えております。

○新井委員

児童相談所の職員さんは概ね3年位で異動されていくのですが、熟練の職員さんと若年の職員さんが異動されていくということとはどのように理解したらいいのか教えていただけますか。

○事務局

ご指摘のとおり、なかなか児童相談所の職員も経験年数が非常に浅い職員がおります。しかし、我々としても何とか短い中でも早く技術を習得して指導的な立場に立てるように研修等人材育成に力を入れて、若年職員が早く一人前になれるように対応していくということで対策をとっております。

○天明委員

横浜の児童虐待政策ということで、とても意欲を感じて頼もしいと思います。ただ、対策7の広報啓発の強化ということで、各分野に対し広報啓発をするということになっておりますが、具体的にどのような広報啓発をしていくのか、教えていただいてもよろしいですか。

○事務局

広報啓発は基本的に大事なことでございます。1つは近隣で泣いているお子さんや心配なお子さんがいらしたら通報してくださいということもございまして、地域の中で子育てを一緒に見守ったり支えてくださいという2つの面の啓発があるかと思っております。また、そういった中では2番の各区、各地域に応じまして、いろいろなお祭りの中でそういった啓発をしていくということもございまして、3番のように条例の中では毎月5日が虐待防止推進の日でございますので、地下鉄で広告を流すといったこともやっております。また、民間企業さんと連携しまして、ケンタッキーフライドチキンさんとの連携協定の中で取り組みをしていただくということで、いろいろな店舗で持ち帰りの袋の中に、子育てで何か悩んだらご相談くださいというように、さまざまな形で虐待ということをストレートに言わずに、悩んだときにはご相談くださいという広報を広げていきたいと考えて、進めていく予定でございます。

○天明委員

非常に頼もしいと思う一方、やはり紙ベースで伝えるとなると、やりましたというような感じにはもちろんなるのですが、受け手として、私には関係ないと思われがちで、自分にも関係があるのか、私はほかの人のことを考えなければいけないというような、私にも何かできることがあるのかもしれないというところにたどり着くまでの動機づけというところがとても難しいと思います。ここで広報啓発というようにして、紙だけで終わるのではなくて、何かアクションをして、そういう気運を

高めるような方向に行くことをできれば望みたいと思います。

○松橋委員

2番の体制の整備・強化のところで、弁護士相談の拡充ということでお話をいただきましたが、具体的に教えていただけたらと思います。国の法改正の中で弁護士の常勤化という話が出ており、あるいは一時保護の件だとか、最近新聞にも出た里親の児童についてなど、今後ますます裁判所とのかかわりが深くなっていくと思います。その中で、児童相談所の弁護士の存在というのは非常に大事になってくるのではないかと思いますので、その辺をお聞かせいただければと思います。

○事務局

現在、本市の児童相談所では、各児童相談所で1人ずつ神奈川県弁護士会のほうから推薦を受けた弁護士さんと契約させていただきまして、月1回の法律相談ですとか、また緊急時には随時電話相談などを通じて法的な対応に関する助言等をいただいております。本市におきましては、平成29年度は現在実施しております各所の契約弁護士による法律相談の回数を月1回から月2回にふやしていき、法的対応の相談ができる機会を拡充していきたいと考えています。

また、その次の年の平成30年度以降は、中央児童相談所には常勤弁護士さんの配置も含めて、体制強化に向けた検討を進めていきたいと考えております。

(2) 神奈川県警察と横浜市児童相談所との連携に関する協定締結について 事務局から資料に基づき報告

○天明委員

協定をあえて結ばなければいけないという状況というのが私にはよくわからないのですが、例えば居所不明児童というのが何年か前に問題になって、全国的に所在がわからない人たちがいましたけれども、ああいう人たちを探してもらいたいというときに、国外に出てしまったかもしれないというのを警察が調べてくれるとか、警察がわかる範囲まで児童相談所がわかるようになるとか、そういうことなのでしょう。

○事務局

まず、今回の協定につきましては、児童虐待事案に係ることでございます。今、委員のご指摘のように、居所不明というようなところで、これも虐待の状況が疑われることが多々あると思います。例えば、想定されておりますのは、警察署がそのご家庭について、どうもこれは児童虐待の疑いがあるということで、警察が独自にいろいろな調査をするわけですが、過去に児童相談所を一時保護したただとか、そのご家庭について支援が必要な家庭だという情報は、当然警察にはございません。そうしたときに、警察がそのご家庭について児童相談所が把握している情報の照会をかけてくるわけです。そうすると、児童相談所が保有している情報を提供して、もしも過去に何らかのかかわりがある、あるいは現在もずっと支援しているとか、そういった情報がありましたら、警察と情報共有しまして、必要な情報を集めて、警察と一緒に対応していくというようなことを想定しております。

○天明委員

それはどちらかというと警察のほうのメリットですが、児童相談所として今回協定を結んだことで横浜の児童が受けるメリットというのはどのようにお考えですか。

○事務局

これも具体的なお話になってしまうのですが、ご家庭に児童相談所が対応する場合、例えばなかなか親御さん等との関係が取り結べないといいますか、明らかに虐待だということがあって児童相談所が親御さんと話をしようとしても、親御さんが暴力的であったりとか、拒否的であったりとか、そうした場合に児童相談所だけでは対応が難しいということがあります。そうした場合には警察のほうにその親御さんについての照会をかけて、例えば過去に警察署のほうで何らかの対応をした経歴があるかどうかとか、そういった情報をいただいて、もしそういうことがあれば、我々としても対応をより手厚く、児童相談所の人数もふやすとか、あるいは場合によっては警察と同行した上で家庭訪問していくとか、そのようなことができるので、今回の協定では、お子さんについての安全確認が確実に、迅速にできるというようなメリットがあると考えております。

(3) 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正について
事務局から資料に基づき報告

(4) 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について
事務局から資料に基づき報告

(5) 児童養護施設 横浜中里学園の開所について
事務局から資料に基づき報告

(6) 横浜市ひとり親家庭自立支援計画（平成30～34年度）の策定について
事務局から資料に基づき報告

○天明委員

当事者には高校生も含まれますか。

○事務局

当事者という場合に、親御さんはもちろんなのですが、お子さんにはどういう形でお聞きするのがいいのか、お聞きするべきかにつきましても、これから検討していきたいと考えております。

○天明委員

進学のことですらひとり親はマイナスが多いようなので、できれば当事者に聞いていただけると助かります。

(7) 平成29年度予算について

事務局から資料に基づき報告

○丸山委員

先ほどの報告でもありました14の児童虐待に関しまして、予防のための取り組みとして、本当に子どもが生まれた瞬間から何かあればということでサポートの拡充をしていただきまして、ありがとうございます。

また、それ以降の児童・家庭への支援、5番のところですが、問題を抱えていると自分で自覚している保護者の方にはサポートをしていただいているようなのですが、先ほど委員のほうからご意見もあったように、どうしてもご自分で自覚していない、もしくは自覚しているけれども、ほかの人には知られたくないといいますか、相談できない保護者の方もたくさんいると思います。

2番に防止啓発、地域等との連携とあるのですが、どうしてもそういった自覚されていない方の子どもの虐待を早期に発見するためには、周りの方からの目というのが必要になると思います。赤ちゃんのときにはこういったサポートがあるのでいいのですが、保育園であるとか、幼稚園であるとか、あと学校のほうの連携というのも、今もしていただいていると思うのですが、連携を強化していただいて、早期に発見できるようにこれからも取り組んでいただけたらと思います。

○事務局

全体の虐待防止対策としましても、おっしゃったとおり、予防のほうにますます力を入れていきたい、早期の対策に力を入れていきたいと思います。そのために先ほども申し上げましたが、子育て支援事業と連携したり、早期に発見する仕組みですとか、そういったものをさらに充実させていきたいと思っております。

○天明委員

10ページについて質問します。不妊相談と治療費の助成事業についてお尋ねしたいのですが、こういう子どもがなかなかできにくいという方々に対して治療費の助成があるのは非常に心強いと思っています。ただ一方で、治療費の助成が適切なのかというところは非常に問題のあるところかと思えます。もちろん対象者の年齢によって難しいということも考えられると思うのですが、医療側の問題ということも昨今指摘されているところで、病院側にそれだけの技術があるのかどうかというところが、皆さんは看板を上げていらっしゃるし、認定ももちろん受けているのですが、それが成功するかしないかというところは常に素材の問題になってしまって、医療者の責任というか、病院側に対してどれだけの価値というか、テストというか、どれだけできているのかというような成績のようなものを検証するような場が少ないのではないかと思います。市のほうでこれだけの助成をするに当たり、何か知っているのかどうか、教えていただいてもよろしいですか。

○事務局

不妊治療に関しましては、補助しているのは特定不妊治療ということで、いわゆる体外受精について基本的には助成させていただいております。どういう医療機関で受けていただくかに関しては、横浜市内では指定医療機関ということで、横浜市が助成に当たって指定する医療機関というものを決め

ております。それにつきましては、厚労省とか学会、日本産科婦人科学会からのいろいろな提言をもとに指定基準を決めさせていただきまして、それに基づいて2年ごとに指定のための立ち入り調査もさせていただいております。そういう中で、きちんとした体制で治療を行っていただくところを指定させていただいて、それに当たって助成しています。ただ、あくまで自由診療でございますので、成功率でありますとか、どういう方がどれぐらい受けていらっしゃるかということに関しては、それぞれの医療機関がホームページなどで発表されているというような状況でございます。実際にはそれを見て受診される方も多いように伺っております。

○天明委員

そこについては、横浜市は関与していないということですか。

○事務局

そうです。特に医療法上の問題のあるようなものについてはもちろん我々のほうで監督する義務がありますが、それ以外の広告に関しては、自由診療の中でやっていただいているという状況でございます。

○天明委員

広告に関してはもちろん自由にさせていただくということだと思っておりますが、医療が行われたことに対しての検証というか、その部分についても特に市としては行っていないということですよ。

○事務局

各医療機関でどれほどの体外受精を行って、そのうち何件成功したかとか、そういうことについては、我々のほうで把握しているわけではございません。ただ、必ず日本産科婦人科学会のほうにその成績を届けるということが義務づけられておりますので、各医療機関から直接日本産科婦人科学会のほうにきちんと報告はされているという形になっています。

○天明委員

問題があれば、学会のほうからご指摘があると理解してよろしいですか。

○事務局

私どももそのように理解させていただいております。

○細川委員

8ページの、区役所における相談の実施というのが新規とされている項目を見まして、本当に相談する方はあちらへ行ってください、こちらへ行ってくださいということが過去にあったと思います。とても区役所は身近な場所ですので、私もこの取り組みについては賛成して読ませていただいております。

そこで、質問なのですが、月に2回予定されておりますが、これは平日を考えていらっしゃいますか。それとも、休日、土曜が開いている区役所等もあると思いますし、そういうところをゆったりと

した時間帯、またいろいろな選択肢で相談に行けるということを検討していただけたらうれしいと思うので、お答えいただければと思います。

そしてもう一件なのですが、子どもたちの保育所等の開設や、障害を持った子どもたちの放課後を扱う子どもたちの数の報告を下線の部分で伺って、受け入れる子どもたちはふえていくということを数字的に教えていただきましたけれども、子どもを受け入れる数がふえると、やはり子どもを見る大人がいますよね。保育士の補充とか募集について、ご説明の中には触れられていなかったのですが、子どもたちがふえてくる施設での保育士の確保はどうされているのか、少し教えていただきたいと思っています。

○事務局

1 問目の、地域ユースプラザの職員を定期的に派遣して区役所で専門相談の窓口を設置する件なのですが、現在のところ平日で予定しておりますけれども、新規事業ということで、これからやっていく中で、さまざまな検証をして、よりよい方向に進めていければと考えております。

○事務局

保育士の確保についてですが、横浜市でも保育士の面接会等を行わせていただいておりますし、神奈川県やほかの政令指定都市と保育士・保育所支援センターというものを一緒に共同運営しております。そこで運営事業者さんからどのくらいの保育士さんが必要かという相談も常に承っておりますし、潜在保育士の方が常にどこへ就職したいというご相談を承ることもしておりますので、随時保育士の方が、ふえていく保育所等の施設で働けるような体制をとっております。

○新保委員

9 ページと26 ページを見ていて、母子保健事業の充実ということを書いていただいています。私たち児童福祉審議会が扱う範囲は、子どもの福祉について全般を扱うと思うのですが、保育に関することも、子どもの貧困に関することも、それ以外のたくさんのも、この母子保健事業の充実というか、発生予防の取り組みというのが起点になるのではないかと思います。26 ページに発生予防の取り組み拡充と書いてありますので、これはぜひ今年度だけではなくて、来年度以降に向けてもぜひ充実していただきたいというのがまず第一の思いでございます。

母子保健のところで見つけたものが社会的養護の課題についての取り組みにもつながりますし、子どもの貧困というテーマについても、ひとり親家庭というテーマについても、小児医療というテーマについても、それぞれ該当すると思いますので、この予算書の中では児童虐待のところと母子保健事業のところの2カ所のみを書いてあるようにお見受けいたしますが、他のところで書いてもよろしいのではないかとまず思いました。

特に社会的養護や子どもの貧困というテーマは、0 歳、生まれる前後のときにどこまで対応できたのかによって、その後の子どもの幸福感だとか、生活のあり方だとか、将来に向けての自己肯定感だとかが影響を受ける可能性がとても高いと思いますので、この母子保健事業の充実をぜひお願いするとともに、ほかの施策との関係の中でも、発生予防のところに注力した上で、局全体としてお取り組みいただければありがたいと感じました。

○事務局

私たちも先生のご指摘は本当にもっともなご指摘だと認識しております。やはり虐待の問題も、そしてそこから出てくるいろいろな社会的養護の問題・課題もお子さんがおなかにできたときから、もっといえば、それより前のどのお子さんができる部分で対応していくかというような、根源から始まっているのではないかという強い認識を持っております。それが虐待ばかりではなくて、社会的養護のさまざまな面に影響してきているという認識に立っております。

この予算概要の中では、紙幅の関係もございまして、すべてにそれを記述することはなかなか難しいとは思いますが、今ご指摘をいただきました考え方に基づいて、私たちも事業の展開を図ってまいりたいと思っております。

また、これについては予算書5ページで子育て世代の包括支援センターによる妊娠期から子育て期までの支援の充実ということで、局の主要な事業の中でまとめて総合的に表記させていただいているところでもございます。

○天明委員

今のお考えは本当にごもっともだと思うのですが、その中で子育て世代の包括支援センターが拠点として大きな役割を果たすというようになっております。ただ、11ページのほうでは多分地域子育て支援事業ということでは、そういう位置づけがあいまいというわけではないですが、いつもやっている中にその機能が足されるというような形なのではないかとお見受けします。もともとそういうセンターなので、そういう役割だとは思いますが、総会の期待も大きいですし、細やかな事業をするというときには、できるだけ文字でその仕事をやらせてもらっているという感じとか、お金とまでは言わないですけども、そういうことに期待していますというような感じの表記があると、とてもわかりやすいと思うので、記載してみてください。

○長谷山委員

先ほどの話の中で、やはり包括支援センターという大きなところの充実ということで、とても大き過ぎてわかりにくいところもあるのですが、その中で横浜子育てパートナーには、私はとても期待しております。やはり地域の中で子育てするところに、障害の子を連れていっても、そこで相談したりできるだろうと私は期待しております。ぜひそのところは進めていただきたいと思います。寄り添って、障害があってもこの地域で安心して暮らせるということをパートナーのところで示していただけると、お母さんたちが元気になって、子育てができます。そしてまた、地域の中の子どもたちと一緒に育っていくというところをつくっていただければという意味では、とても期待しております。

○事務局

ただいまのご意見は、期待を込めてということだったと思いますが、大変うれしく思っております。現場の子育てパートナーも、事業がスタートするときには本当にたくさんのいろいろなご相談を受けるのではないかという、ある意味不安も少し持ちながらのスタートではありましたが、1年たってみますと、これまで拠点を利用されていた方が、パートナーができたということで、ぽつぽつと深いご相談を受けるようになってきたと思っております。ただいまのご意見をまた現場の頑張っている

子育てパートナーのほうにもお伝えして、ますますみんなと一緒に頑張りたいと思います。

○石井委員

拝見すると非常に注ぐところにお金と力を注いでいるのではないかと思います。質問なのですが、事業評価はどうやってやっていくのでしょうか。この場で検証していくのではないかとと思われるのですが、今は目標値と金額だけなのですが、どういう感じで評価して、どのようにあらわしていくのかというのを教えていただけたらと思います。

○事務局

横浜市の子ども子育て支援事業計画の予算概要、冒頭のところでもご説明しましたが、1ページになります。横浜市の子ども子育て支援事業計画のプランを策定いたしまして、こちらに基づいて施策を推進しているところがございます。この事業計画につきましては、毎年子ども・子育て会議のほうでも評価・点検をしていただくとともに、議会等でも進捗についてはご審議いただいて進めているところがございます。

○石井委員

ぜひ量的な評価だけではなく、質的にも見ていただけるといいのではないかと思います。ありがとうございました。

○戸塚副委員長

横浜市医師会の戸塚でございます。時間があるようですので、1つだけ。16ページの保育所等整備事業についてですが、待機児童をつくらないためにどんどん保育所を整備されていて、本当に大変なことだと思います。総活躍するためには、やはり保育所と病児保育、病後児保育は3点セットで不可欠なものだと思うのですが、このところ保育所の整備の数が多くて、保育所、認定こども園、横浜保育室を合わせると、前の年もそのくらいだったと思いますけれども、50カ所ずつふえております。保育士さんの確保も大変だと思います。

保育所の保育園医といいますか、その推薦を医師会としては頼まれ、原則としては小児科医を保育園医として推薦するわけですが、このところのペースでいきますと、南のほうと北のほうでは子どもの数のふえ方が違うものですから、南のほうはいいのですけれども、北のほうでは1人の小児科の先生で10カ所ぐらいやって、もう首が回らないというか、助けてくれという悲鳴があります。医師会としては、小児科医だけでは賄えないので、内科の先生でも子どもを診てくれる先生を何とかお願いしないといけないと考えたのですが、内科の先生としては、卒業してからそういう小さな子どもを診るというトレーニングを受けていないものですから、非常に困惑するので受けてくださらない方が多いです。それで、私どもはいろいろと工夫して、文章だけでマニュアルをつくるのではなくて、DVDをつくるというようなことも考えております。

お聞きしたいのは、保育所の増加ペースから、保育園医の供給側としては、どのくらい確保しておいたほうがよろしいのでしょうか。答えられる範囲でお願いしたいと思います。

○事務局

なかなか難しい問題でして、我々も計画を定めていまして、その中ではニーズや子どもの数を見な

がら、一定程度ふやしていくということで、今回も見直しの中では5000程度の数がさらにあと2年ぐらいは必要ではないかというのを出しています。今後については、また計画の見直しの中でどの程度になるかということになると思います。傾向としては子どもの数は減っておりますが、大変喜ばしいことなのかもしれませんし、その辺の評価はいろいろとあると思いますけれども、働く女性の方はふえていっているという現状としてございます。済みません、いつまでどのくらいかというのはなかなか難しいところで、そのような状況でございます。

○事務局

加えて、保育・教育運営課のほうから補足させていただきます。横浜市医師会の皆さんには保育園の嘱託医ということで、いつも大変お世話になっております。副委員長がおっしゃるように、整備する数もふえてきまして、大変多くの保育園医の方をお願いしております。今年度、6年ぶりに横浜市医師会の保育園医部会の皆さんのご協力をいただきまして、「保育園医の手引き」という公立保育園で嘱託医の先生方にご活用いただいている冊子を全面改訂させていただきました。ご協力ありがとうございました。こちらをこの4月からは民間の保育所にも配布いたしまして、なるべく多くの保育園医の先生方に従事していただけるようにサポートをさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○戸塚副委員長

病児保育・病後児保育のところで、各区に1か所ずつ、多い区では2か所、そういう施設を整備していただいて、大変結構だと思うのですが、ことしの7月から港南区で民間のところが医療ビルを建てまして、そこに小児科医がいて、病児・病後児保育室というのを始めるという記事をタウンニュースで見ました。定員が641名だといいます。会員制で毎月費用をとるとのことです。便利なのは前日の18時から当日の朝7時までインターネットで予約すれば利用可能というような施設ができるらしいのです。おそらく641名というのは登録会員総数のことだと思うのですが、そのような施設がオープンします。これは横浜市の政策とどのように整合性があるのか、どのように考えていらっしゃるのか、感想だけでも結構ですので、お聞かせいただければありがたいと思います。

○事務局

横浜市が行っております病児保育につきましては、現在19カ所で行っておりまして、横浜市が委託する病児保育事業につきましては、子ども・子育て支援事業計画の中では平成31年度までに27カ所整備するというようになっております。この箇所数につきましては、未設置の区プラス多い区については2カ所目を置くということで、合計27カ所ということで整備していきたいと考えております。

今おっしゃった港南区の事業につきましては、必ずしも横浜市が委託をしたり、補助金を出したりというものではございません。位置づけといたしましては、認可外の保育所という事業になっておりまして、事業の設置者が独自に運営しているという位置づけのものになっております。ただ横浜市内にある認可外の保育施設という位置づけになりますので、設置基準などにつきましては、区役所のほうで認可外の基準を満たすようなことをしてくださいということで、現在説明を行っているところでございます。

○村田委員

10数カ所の保育を1内科医で受けとめざるを得ないということですが、もう一つ、保育所では感染症であるとか、あるいは障害もそうなのですけれども、アレルギーということで、看護師さん等の必要度というのがますますふえてきております。これは市のほうも十分ご理解いただいているところですが、なかなか保育所に看護師さんを採用する、雇用すると申しまして、1つの保育所で1人の看護師さんを十分活用できるノウハウというのがまだまだ十分にはございません。もちろん0歳、特に乳児等を保育しているところでは必須のところではあるのですが、このところも十分配置できていないというのが実情でございます。

もちろん、待遇等も含めて、いろいろ課題はあるわけですが、待たなしということはやはりございまして、看護師さんがいたら受け入れられるお子さんもいらっしゃるということがございます。そういうことで、今の補助体系に合うか合わないかというのはよくわからないのですが、例えば1園で1看護師というのは事実上、今認可保育所でも600を超えていますので、なかなか難しいですから、そういう点では地域で、あるいは何園かで看護師さんを必要に応じて派遣していただくとか、1人を1園で採用するという各園の努力もあるとあると思うのですが、ひとつそういうようなシステム等もぜひご検討いただければありがたいと思います。

○事務局

市の認識といたしましても、障害のあるお子様、また医療的ケアが必要なお子様、そしてアレルギーのあるお子様ということで、現場で非常に処遇にいろいろな技術、また知識が必要なお子様の対応というのはふえてきていると認識しております。そうした中で、どういった対応が必要なのか、特に医療的ケアであれば、医療の専門的なケアというものが当然必要になるわけですが、その辺については今用意しているメニューというものもございますけれども、今後どう対応していくかということは事業者の皆様のご意見をよく聞きながら、研究してまいりたいと思っている段階でございます。

○石井委員

17ページの保育・教育の質向上・保育士等確保策で、確保策はほかの自治体も今一生懸命やっています、なかなか人材確保というのが大変な時代なのですが、その前段に書いてある研修の充実とか、そのあたりを頑張ろうという姿勢が見られるのはとてもうれしいと思います。

しかし、先ほどもありましたように、認可保育園だけではなくて、小規模の保育事業ですとか、認定こども園ですとか、いろいろな種別の保育事業者が今は立ち上がっていて、何とか市のほうでは認可のほうに導こうとしていらっしゃると思うのですが、そんな中で、恐らく研修事業というのをやったときに、一部の認可園は積極的に研修をされるでしょうけれども、小規模でなかなか研修にも行けないというようなところがあると、なかなか立派な研修事業を打ち立てたとしても、種別によって格差が出るのではないかと懸念があるのではないかと思います。

ですから、やられているかもしれないのですが、どんな種別がよく研修していて、かつ、どこの研修はしていないとか、情報の集約をしていただけるといいのではないかと思います。

	<p>○事務局</p> <p>ご指摘いただいたように、種別によってはなかなか集合研修を開催しましても、ローテーションと いっただぐあいに参加しにくいところがあるのは、実際そうだと認識しております。そういう意味で、 集合研修を実際に開催する場合には、夜間ですとか、土曜日にやってみたり、工夫をさせていただく一方で、 やはり集合研修だけではなくて、各園の中でその園の状況に応じた研修をやっていただくということも 大事なことと認識しております。そういう意味で、平成28年度から園内研修・研究の支援といった 取り組みも強化しているところです。</p> <p>また、先ほどご質問いただきました園の種別によって研修をどの程度やっているかというデータ集 めについて、集合研修をやっている中でどういった園にご参加いただいているか、私どもが主催して いる部分については、ある程度集計しているところなのですが、済みません、きょうはあいにく 手元に資料は持ってきておりませんので、詳細なご回答はできませんが、そういった面では傾向を 把握することは可能です。ただ、種別によって、認可保育所ですと非常に参加がよくて、地域型だと 参加が単純に悪いかというと、そこまでの傾向でもなかったのではないかと印象を持っております。</p>
資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員名簿 2 事務局職員名簿 3 横浜市児童福祉審議会条例、横浜市児童福祉審議会運営要綱 4～8 部会報告（里親、保育、児童、障害児、放課後） 9 児童虐待対策の推進について 10 神奈川県警察と横浜市児童相談所との連携に関する協定締結について 11 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正について 12 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について 13 児童養護施設 横浜中里学園の開所について 14 横浜市ひとり親家庭自立支援計画（平成 30～34 年度）の策定について 15 平成 29 年度子ども青少年局予算概要
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童虐待による重篤事例等検証委員会報告書 ・ 平成 29 年度健康福祉局予算概要 ・ 平成 29 年度教育委員会事務局予算概要
特記事項	なし